



令和 8 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 A I ス ト ー ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 今 井 俊 夫
 (コード番号 3719 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 管理本部 増 尾 雅 人
 (TEL 03-5259-7010)

第63期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、令和 8 年 8 月 12 日開示「令和 8 年 12 月期第 2 四半期決算短信の開示延期及び第 63 期半期報告書の提出期限の延長申請検討に関するお知らせ」のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の 2 第 1 項に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを検討し、本日、関東財務局に対し、当該延長申請書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書

第 63 期（令和 8 年 12 月期）半期報告書
（自 令和 8 年 1 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

令和 8 年 8 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

令和 8 年 11 月 13 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、令和 8 年 5 月 15 日開示「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、当社と取引先との過年度における中古トラック売買取引において、外部からの指摘により、適切でない取引が行われた可能性のある事案が発覚したことに伴い、その取引内容を調査し、事実関係を迅速かつ的確に把握することを目的として、当社監査等委員会の任意の諮問機関として特別調査委員会を設置いたしました。特別調査委員会では、現在も調査を継続して行っておりますが、現時点における調査状況において、令和 5 年 12 月期から令和 7 年 12 月期の 3 期にわたる会計処理の修正が必要であることが判明しており、今後特別調査委員会からの調査報告を受ける予定となっております。

上記のとおり、特別調査委員会の調査結果が出ていないこと及び現時点における調査状況に基づいた場合、令和 5 年 12 月期から令和 7 年 12 月期の 3 期にわたる会計処理及び開示書類の修正と監査法人による監査が必要であることが判明したため、これらの手続きを実施するためには、第 63 期半期報告書の法定提出期限である令和 8 年 8 月 14 日までの完了が困難であり、監査法人の期中レビュー報告書を受領できない見通しであることから、本日、関東財務局に対して第 63 期（令和 8 年 12 月期）半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定のうえ、当該半期報告書の提出期限に係る承認申請書を関東財務局長へ提出いたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上